

特定外来生物被害防止基本方針の概要

基本方針は、(1) 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想、(2) 特定外来生物の選定に関する基本的事項、(3) 特定外来生物の取扱いに関する基本的事項、(4) 特定外来生物の防除に関する基本的事項、(5) その他の重要事項の 5 つから構成される。

- 1 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する基本構想
 - ・ 特定外来生物による生態系等に係る被害の防止について、背景、課題認識、被害防止の基本的な方針を整理。
 - ・ 背景として、外来生物が人為的に持ち込まれ問題視される状況となった事情と生物多様性条約における外来生物対策の考え方等について記述。
 - ・ 外来生物による被害の内容と採るべき対策の内容等を課題認識として示し、本法の特定外来生物について適切な管理と防除を行う旨を、基本的な方針として記述。
- 2 特定外来生物の選定に関する基本的事項
 - ・ 政令で指定する特定外来生物について、その候補を選定するに当たり、選定の前提となる事項、被害判定の考え方、選定の際の様々な考慮事項、学識経験者からの意見の聴取等について、基本的な考え方を提示。
 - ・ 選定の前提は、概ね明治元年以降に我が国に導入された外来生物で、識別が容易な大きさの生物とすることを記述。
 - ・ 各分類群に共通の選定基準を作るのではなく、被害の程度、被害に係る知見についての考え方を記述。
 - ・ 特定外来生物の選定に当たっては、生態系等に係る被害の防止を第一義に、社会的に積極的な役割を果たしている外来生物について、指定に伴う社会的・経済的影響も考慮し、随時選定することを記述。
- 3 特定外来生物の取扱いに関する基本的事項
 - ・ 特定外来生物の飼養、栽培、保管及び運搬、輸入について、飼養等の目的、飼養等を行う施設の基準の考え方、個体識別措置、許可の条件など飼養等の許可に係る基本的な考え方を整理。
 - ・ 飼養等の目的として、学術研究のほか、展示や教育、許可規制を行うことで遺棄や逸出等に対して十分な抑止力が働く生業などの場合に限り、飼養等の許可の対象とすることを提示。愛玩目的の飼養等は、基本的に許可されず、特定外来生物の指定前より飼養等していた生物に限って適切

な飼養等が確保されている場合に一代限りの飼養等が許可されることを記述。

- ・ 特定外来生物の取扱いを行う中で、やむを得ず殺処分をしなければならない場合には、できる限り苦痛を与えない適切な方法で行うものとするを記述。

4 国等による特定外来生物の防除に関する基本的な事項

- ・ 外来生物法に基づく防除について、国は、制度上その保全を図ることとされている地域など全国的な観点から防除を進める優先度の高い地域から防除を進め、地域の生態系等に生ずる被害を防止する観点から地域の事情に精通している地方公共団体や民間団体等が行う防除も重要であることを記述。
- ・ 特定外来生物の防除の実施に際しては、被害の状況に応じて最適な防除の方法を採用することが重要であり、緊急的な防除と計画的な防除について、その実施方法等を整理。

5 その他特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する重要事項

- ・ その他重要事項として、未判定外来生物の選定、判定に係る届出、種類名証明書の添付を要しない生物の選定、種類名証明書の発行に係る事項、科学的知見の充実、国民の理解の増進、非意図的に導入される特定外来生物への対応の考え方、動物の取扱いに係る考え方、経過措置の考え方を記述。